

【サービス利用料金表】

令和元年10月1日～

短期入所生活介護事業所せいざん荘

I. 介護保険基準サービス

下記の料金表に従い、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と、食事・居室に係わる自己負担額の合計をお支払いいただきます。

(日額)

	算定項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. サービス利用に係る自己負担額	従来型個室	586円	654円	724円	792円	859円
	多床室	586円	654円	724円	792円	859円
2. 食費に係る自己負担額(保険外)	利用者負担額第1段階	300円				
	第2段階	390円				
	第3段階	650円				
	上記以外の方	1,392円				
3. 居住費(滞在費)に係る自己負担額(保険外)	利用者負担額第1段階	(従来型個室)	320円	(多床室)	0円	
	第2段階	(従来型個室)	420円	(多床室)	370円	
	第3段階	(従来型個室)	820円	(多床室)	370円	
	上記以外の方	(従来型個室)	1,171円	(多床室)	855円	
4. 自己負担合計(1+2+3) 従来型個室利用の方	利用者負担額第1段階	1,206円	1,274円	1,344円	1,412円	1,479円
	第2段階	1,396円	1,464円	1,534円	1,602円	1,669円
	第3段階	2,056円	2,124円	2,194円	2,262円	2,329円
	上記以外の方	3,149円	3,217円	3,287円	3,355円	3,422円
5. 自己負担合計(1+2+3) 多床室利用の方	利用者負担額第1段階	882円	954円	1,024円	1,092円	1,159円
	第2段階	1,346円	1,414円	1,484円	1,552円	1,619円
	第3段階	1,606円	1,674円	1,744円	1,812円	1,879円
	上記以外の方	2,833円	2,901円	2,971円	3,039円	3,106円

※利用者負担額について

(第1段階とは)

1. 世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方。

2. 生活保護の方

(第2段階とは)

1. 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下の方。

(第3段階とは)

1. 世帯全員が、市町村民税非課税で、利用者負担第2段階に該当しない方。

※上記以外の方(本人が市町村民税非課税でも世帯の中に市町村民税課税者がいる方も含みます)は、表の「上記以外の方」の料金となります。

※平成27年8月より第1～第3段階の方でも、(1)配偶者が市区町村民税を課税されている方、(2)預貯金等の金額が①配偶者がいる方～合計2,000万円②配偶者がいない方～1,000万円を超える場合は、表の「上記以外の方」の料金となります。

(上記、料金に加算される金額:その他介護サービス加算の内訳)

○サービス提供体制強化加算(18円)が加算されます。
 (介護福祉士を一定割合以上配置しています。)

18円

○夜勤職員配置加算(13円)が加算されます。13円
 (夜勤時間帯に勤務する介護・看護職員を、基準を上回って配置しています。)

○機能訓練体制加算(12円)が加算されます。12円
 (常勤・専従の機能訓練指導員を配置しています。)

○介護職員処遇改善加算(サービス利用に係る自己負担額に各種加算を加えた額に
 加算率8.3%乗じた金額)が加算されます。円
 (介護職員の処遇改善のために加算されます。)

○介護職員等特定処遇改善加算(サービス利用に係る自己負担額に各種加算額を加え
 た額に加算率2.3%を乗じた金額)が加算されます。円
 (経験・技能のある職員に重点化を図りながら、さらなる処遇改善のために加算されます。)

△必要に応じ送迎を行なった場合、送迎加算(片道184円)が加算されます。

△実質連続30日を超える利用については減算(30円)されます。

△緊急短期入所受入加算(90円・最長14日を限度)が加算される場合があります。
 ※居宅サービス計画に位置付けられていない緊急利用の場合に加算されます。

△看護体制加算(4円)が加算される場合があります。
 ※常勤の看護職員を1名以上配置した場合に加算されます。

△若年性認知症入所者受入加算(120円/月)が加算される場合があります。
 ※受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当職員を決め、担当者を中心に、当該利用者の特
 性やニーズに応じたサービスを提供する場合に加算されます。

◎ご契約者がまだ要介護認定を受けられていない場合には、サービス利用料金の10割をいったんお
 支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されま
 す(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行なうために必要となる事項を記
 載した「サービス提供証明書」を交付いたします。

◎介護保険の給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご契約者の負担額を変更いたし
 ます。

II. その他の費用

下記の費用については、ご本人、ご家族の意向を確認の上、サービス提供とは関係のない実費として、
 別途徴収いたします。

内 容	金 額	備 考
・理容代	1,500円	
・レクリエーションに係る費用の一部 (ドライブ外出等による見学施設等の入場料や外食費用等)	実費	

【サービス利用料金表】

令和元年10月1日～

介護予防短期入所生活介護事業所せいざん荘

I. 介護保険基準サービス

下記の料金表に従い、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と、食事・居室に係わる自己負担額の合計をお支払いいただきます。

(日額)

	算定項目	要支援1	要支援2
1.サービス利用に係る自己負担額	従来型個室	438円	545円
	多床室	438円	545円
2.食費に係る自己負担額(保険外)	利用者負担額第1段階		300円
	第2段階		390円
	第3段階		650円
	上記以外の方		1,392円
3.居住費(滞在費)に係る自己負担額(保険外)	利用者負担額第1段階	(従来型個室) 320円	(多床室) 0円
	第2段階	(従来型個室) 420円	(多床室) 370円
	第3段階	(従来型個室) 820円	(多床室) 370円
	上記以外の方	(従来型個室) 1,171円	(多床室) 855円

※利用者負担額について

(第1段階とは)

1.世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方。

2.生活保護の方

(第2段階とは)

1.世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方。

(第3段階とは)

1.世帯全員が、市町村民税非課税で、利用者負担第2段階に該当しない方。

※上記以外の方(本人が市町村民税非課税でも世帯の中に市町村民税課税者がいる方も含みます)は、表の「上記以外の方の料金」となります。

※平成27年8月より第1～第3段階の方でも、(1)配偶者が市区町村民税を課税されている方、(2)預貯金等の金額が①配偶者がいる方～合計2,000万円②配偶者がいない方～1,000万円を超える場合は、表の「上記以外の方」の料金となります。

(上記、料金に加算される金額:その他介護サービス加算の内訳)

○サービス提供体制強化加算(18円)が加算されます。

(介護福祉士を一定割合以上配置しています。)

○機能訓練体制加算(12円)が加算されます。

(常勤・専従の機能訓練指導員を配置しています。)

○介護職員処遇改善加算(サービス利用に係る自己負担額に各種加算を加えた額に加算率8.3%乗じた金額)が加算されます。

(介護職員の処遇改善のために加算されます。)

○介護職員等特定処遇改善加算(サービス利用に係る自己負担額に各種加算額を加えた額に加算率2.3%を乗じた金額)が加算されます。

(経験・技能のある職員に重点化を図りながら、さらなる処遇改善のために加算されます。)

△必要に応じ送迎を行なった場合、送迎加算(片道184円)が加算されます。

△若年性認知症入所者受入加算(120円/月)が加算される場合があります。
※受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当職員を決め、担当者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービスを提供する場合に加算されます。

◎ご契約者がまだ要介護認定を受けられていない場合には、サービス利用料金の10割をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行なうために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付いたします。

◎介護保険の給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご契約者の負担額を変更いたします。

II. その他の費用

下記の費用については、ご本人、ご家族の意向を確認の上、サービス提供とは関係のない実費として、別途徴収いたします。

内 容	金 額	備 考
・理容代	1,500円	
・レクリエーションに係る費用の一部 (ドライブ外出等による見学施設等の入場料や外食費用等)	実費	